

# 私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金交付要綱

平成4年7月29日決裁

(趣旨)

第1条 県は、私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）における新規採用教員（以下「教員」という。）の資質の向上を図るため、公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会（以下「連合会」という。）が行う私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業（埼玉県教育委員会が私立幼稚園等の新規採用教員を対象として実施する研修への参加を促進する事業をいう。次条において同じ。）に要する経費について、連合会に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、連合会が、幼稚園等新規採用教員研修（以下「研修」という。）に教員を参加させる私立幼稚園等の設置者に対して行う私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業及び連合会が運営する研修（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 連合会が行う補助事業において、私立幼稚園等が研修に参加する教員に対して支給する出張旅費（出張旅費とは、公共交通機関を利用する、鉄道賃、車賃とし、日当及び宿泊料は除く。）の補助に要する経費
- (2) 連合会が研修を運営するに当たり負担する経費（以下「運営経費」という。）

(補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、予算の範囲内において、別に知事が定めるものとする。

(規程の整備)

第5条 連合会は、第2条の補助事業を行う場合には、当該補助事業に係る規程を定めて行わなければならない。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業計画内訳書

(3) 収支予算書

4 規則第4条第1項第3号及び第5号に掲げる事項は、記載することを要しない。

5 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の内容の変更の承認申請)

第8条 補助金の交付を受けた連合会（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項の規程に基づいて知事の付した条件に係る事項について、知事の承認を受けようとするときは、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 事業実績内訳書

(3) 収支決算書

3 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止を含む）後30日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の補助金の額の通知は、様式第5号により行うものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成4年7月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 2 7 日から施行する。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1号（第6条関係）

年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

主たる事務所  
所在地

名称

代表者氏名

下記により、年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

埼玉県教育委員会が私立幼稚園等の新規採用教員を対象として実施する研修への参加を促進する。

3 事業の内容

別紙1及び別紙2のとおり

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業計画内訳書（別紙2）
- (3) 収支予算書

別紙 1

## 事業計画書

区分	補助対象事業総額	補助金申請額
研修参加費	円	円
運営経費	円	円
合計	円	円

事業完了予定年月日 年 月 日



様式第2号（第7条関係）

年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金  
交付決定通知書

学 事 第 号  
年 月 日

公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会  
会 長 様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった 年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円  
2 支払方法 概算払  
3 条 件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合  
においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受  
けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困  
難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受  
けること。
- (4) 次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の全部又は一部について  
返還を命ずることがある。
- ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
- イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。

様式第3号（第8条関係）

年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

主たる事務所  
所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け学事第 号で交付決定のあった  
年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金について、下記のとおり  
変更（中止・廃止）したいので、承認くださるよう申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	変更増減額	金	円

2 添付書類

変更等の理由及び内容を明らかにした書類

様式第4号（第10条関係）

年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金  
実績報告書

年 月 日

埼玉県知事

様

主たる事務所  
所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け学事第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) 事業実績内訳書（別紙2）
- (3) 収支決算書

## 事業実績報告書

区分	補助対象事業総額	補助金交付決定額
研修参加費	円	円
運営経費	円	円
合計	円	円

事業完了年月日 年 月 日

事業実績内訳書

No.

交付園名	連合会補助対象経費	事業に要した経費
	円	円
計	円	円

様式第5号（第11条関係）

年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金  
確定通知書

学 事 第 号  
年 月 日

公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会  
会 長 様

埼玉県知事 印

年度私立幼稚園等新規採用教員研修促進事業費補助金の額を、  
補助金等の交付手続に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第  
14条の規定に基づき、下記のとおり確定する。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額   | 金 | 円 |